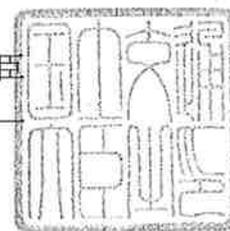


国海員第 3 0 5 号  
平成 2 9 年 1 月 2 3 日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣  
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 6 7 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者

事業者名	住 所
博昌海運有限会社	愛媛県今治市波方町波方甲 1 6 5 7 番地の 4